

「シストレ24MirrorTrader取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成25年3月31日)

現 行	変 更 後																												
(前 文) (省 略)	(前 文) (現行どおり)																												
(枠 内) I (省 略)	(枠 内) I (現行どおり)																												
II シストレ24を行うためには、別途、当社との間で、投資顧問契約を締結していただく必要があります。当社は、お客様との間で締結した投資顧問契約に基づき、投資助言報酬として、取引数量1,000通貨(1k)毎に <u>3円(税込)</u> をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくお客様にご負担いただきます。	II シストレ24を行うためには、別途、当社との間で、投資顧問契約を締結していただく必要があります。当社は、お客様との間で締結した投資顧問契約に基づき、投資助言報酬として、取引数量1,000通貨(1k)毎に <u>1円(税込)</u> をお客様にご負担いただきます。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なくお客様にご負担いただきます。																												
III～V (省 略)	III～V (現行どおり)																												
VI (省 略) (新 設)	VI (現行どおり)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>カバー先の照合</th> <th>業務内容</th> <th>監督当局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ニューエッジ</u></td> <td><u>証券業</u></td> <td><u>英金融行為機構および英健全性規制機構</u></td> </tr> <tr> <td><u>ソシエテ・ジェ ネラル</u></td> <td><u>銀行業</u></td> <td><u>フランス金融市場 庁</u></td> </tr> <tr> <td><u>ロイヤルバン ク・オブ・スコ ットランド・ピ ーエルシー</u></td> <td><u>銀行業</u></td> <td><u>英金融行為機構および英健全性規制 機構</u></td> </tr> <tr> <td><u>J Pモルガン・ チエース・バン クN.A.</u></td> <td><u>銀行業</u></td> <td><u>米国の金融監督當 局</u></td> </tr> <tr> <td><u>B N Pパリバ</u></td> <td><u>銀行業</u></td> <td><u>フランス金融市場 庁</u></td> </tr> <tr> <td><u>ノムラ・インタ ーナショナル PLC</u></td> <td><u>証券業</u></td> <td><u>英金融行為機構および英健全性規制 機構</u></td> </tr> <tr> <td><u>クレディ・スイ スAG</u></td> <td><u>銀行業</u></td> <td><u>スイス連邦金融市 場監督機構</u></td> </tr> <tr> <td><u>ステートストリ</u></td> <td><u>銀行業</u></td> <td><u>米国の金融監督廳</u></td> </tr> </tbody> </table>	カバー先の照合	業務内容	監督当局	<u>ニューエッジ</u>	<u>証券業</u>	<u>英金融行為機構および英健全性規制機構</u>	<u>ソシエテ・ジェ ネラル</u>	<u>銀行業</u>	<u>フランス金融市場 庁</u>	<u>ロイヤルバン ク・オブ・スコ ットランド・ピ ーエルシー</u>	<u>銀行業</u>	<u>英金融行為機構および英健全性規制 機構</u>	<u>J Pモルガン・ チエース・バン クN.A.</u>	<u>銀行業</u>	<u>米国の金融監督當 局</u>	<u>B N Pパリバ</u>	<u>銀行業</u>	<u>フランス金融市場 庁</u>	<u>ノムラ・インタ ーナショナル PLC</u>	<u>証券業</u>	<u>英金融行為機構および英健全性規制 機構</u>	<u>クレディ・スイ スAG</u>	<u>銀行業</u>	<u>スイス連邦金融市 場監督機構</u>	<u>ステートストリ</u>	<u>銀行業</u>	<u>米国の金融監督廳</u>
カバー先の照合	業務内容	監督当局																											
<u>ニューエッジ</u>	<u>証券業</u>	<u>英金融行為機構および英健全性規制機構</u>																											
<u>ソシエテ・ジェ ネラル</u>	<u>銀行業</u>	<u>フランス金融市場 庁</u>																											
<u>ロイヤルバン ク・オブ・スコ ットランド・ピ ーエルシー</u>	<u>銀行業</u>	<u>英金融行為機構および英健全性規制 機構</u>																											
<u>J Pモルガン・ チエース・バン クN.A.</u>	<u>銀行業</u>	<u>米国の金融監督當 局</u>																											
<u>B N Pパリバ</u>	<u>銀行業</u>	<u>フランス金融市場 庁</u>																											
<u>ノムラ・インタ ーナショナル PLC</u>	<u>証券業</u>	<u>英金融行為機構および英健全性規制 機構</u>																											
<u>クレディ・スイ スAG</u>	<u>銀行業</u>	<u>スイス連邦金融市 場監督機構</u>																											
<u>ステートストリ</u>	<u>銀行業</u>	<u>米国の金融監督廳</u>																											

現 行	変 更 後																									
	<u>ートバンクアン ドトラストカン パニー</u>																									
(本 文)																										
1. (省 略)		1. (現行どおり)																								
2. シストレ 2 4 のルールおよび仕組みについて (1)～(3) (省 略)		2. シストレ 2 4 のルールおよび仕組みについて (1)～(3) (現行どおり)																								
(4) 取引の方法		(4) 取引の方法																								
① (省 略)		① (現行どおり)																								
※ (省 略)		※ (現行どおり)																								
(新 設)		※2014年3月31日以降、最低発注単位は5千通 貨単位以上となり、1千通貨単位ごとに発注 可能です。																								
※～※ (省 略)		※～※ (現行どおり)																								
② (省 略)		② (現行どおり)																								
③基準価格および証拠金額		③基準価格および証拠金額																								
(a)～(b) (省 略)		(a)～(b) (現行どおり)																								
※ (省 略)		※ (現行どおり)																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>クラス名</th> <th>証拠金預 託額</th> <th>発注数量上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルバー (10 k)</td> <td>100 万円未満</td> <td>10 k (= 1 万通貨) ※発注数量は<u>1 k</u>～10 k の範囲で設定可能</td> </tr> <tr> <td>ゴールド (500 k)</td> <td>100 万円以上 250 万円未満</td> <td>500 k (=50 万通貨) ※発注数量は<u>1 k</u>～500 k の範囲で設定可能</td> </tr> <tr> <td>プラチナ (1000 K)</td> <td>250 万円以上</td> <td>1000 k (=1000 万通貨) ※発注数量は<u>1 k</u>～ 1000 k の範囲で設定可 能</td> </tr> </tbody> </table>	クラス名	証拠金預 託額	発注数量上限	シルバー (10 k)	100 万円未満	10 k (= 1 万通貨) ※発注数量は <u>1 k</u> ～10 k の範囲で設定可能	ゴールド (500 k)	100 万円以上 250 万円未満	500 k (=50 万通貨) ※発注数量は <u>1 k</u> ～500 k の範囲で設定可能	プラチナ (1000 K)	250 万円以上	1000 k (=1000 万通貨) ※発注数量は <u>1 k</u> ～ 1000 k の範囲で設定可 能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>クラス名</th> <th>証拠金預 託額</th> <th>発注数量上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルバー (10 k)</td> <td>100 万円未満</td> <td>10 k (= 1 万通貨) ※発注数量は<u>5 k</u>～10 k の範囲で設定可能</td> </tr> <tr> <td>ゴールド (500 k)</td> <td>100 万円以上 250 万円未満</td> <td>500 k (=50 万通貨) ※発注数量は<u>5 k</u>～500 k の範囲で設定可能</td> </tr> <tr> <td>プラチナ (1000 K)</td> <td>250 万円以上</td> <td>1000 k (=1000 万通貨) ※発注数量は<u>5 k</u>～ 1000 k の範囲で設定可 能</td> </tr> </tbody> </table>	クラス名	証拠金預 託額	発注数量上限	シルバー (10 k)	100 万円未満	10 k (= 1 万通貨) ※発注数量は <u>5 k</u> ～10 k の範囲で設定可能	ゴールド (500 k)	100 万円以上 250 万円未満	500 k (=50 万通貨) ※発注数量は <u>5 k</u> ～500 k の範囲で設定可能	プラチナ (1000 K)	250 万円以上	1000 k (=1000 万通貨) ※発注数量は <u>5 k</u> ～ 1000 k の範囲で設定可 能	<p>取引のクラス分けは、毎週金曜日取引終了時の証拠金預託額により判定され、翌週月曜日より反映されます。例えば、最大保有ポジション「4」のストラテジーにおいて、1回の発注数量を「50k」と設定した場合、50kの建玉を4つ同時に保有し、合計200kの取引と</p> <p>取引のクラス分けは、毎週金曜日取引終了時の証拠金預託額により判定され、翌週月曜日より反映されます。例えば、最大保有ポジション「4」のストラテジーにおいて、1回の発注数量を「50k」と設定した場合、50kの建玉を4つ同時に保有し、合計200kの取引と</p>
クラス名	証拠金預 託額	発注数量上限																								
シルバー (10 k)	100 万円未満	10 k (= 1 万通貨) ※発注数量は <u>1 k</u> ～10 k の範囲で設定可能																								
ゴールド (500 k)	100 万円以上 250 万円未満	500 k (=50 万通貨) ※発注数量は <u>1 k</u> ～500 k の範囲で設定可能																								
プラチナ (1000 K)	250 万円以上	1000 k (=1000 万通貨) ※発注数量は <u>1 k</u> ～ 1000 k の範囲で設定可 能																								
クラス名	証拠金預 託額	発注数量上限																								
シルバー (10 k)	100 万円未満	10 k (= 1 万通貨) ※発注数量は <u>5 k</u> ～10 k の範囲で設定可能																								
ゴールド (500 k)	100 万円以上 250 万円未満	500 k (=50 万通貨) ※発注数量は <u>5 k</u> ～500 k の範囲で設定可能																								
プラチナ (1000 K)	250 万円以上	1000 k (=1000 万通貨) ※発注数量は <u>5 k</u> ～ 1000 k の範囲で設定可 能																								

現 行	変 更 後		
なる可能性があります。なお、1回あたりの発注数量は制限範囲内で任意に設定することができます。	なる可能性があります。なお、1回あたりの発注数量は制限範囲内で任意に設定することができます。 <u>2014年3月30日以前にポートフォリオに設定したストラテジーについては5k未満でお取引可能です。ただし、取引額変更時は5k以上となりますので、ご注意ください。</u>		
(c)～(e) (省 略)	(c)～(e) (現行どおり)		
④手数料等 (a)～(c) (省 略)	④手数料等 (a)～(c) (現行どおり)		
(d) 投資顧問契約による報酬 当社は、投資顧問契約に基づき、シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨（1k）毎に <u>3円（税込）</u> をお客様からいただきます。この投資助言報酬はスプレッドに内包されているため、費用として本口座から差引かれることがありません。また、自動売買、手動売買の区別なくいただきます。	(d) 投資顧問契約による報酬 当社は、投資顧問契約に基づき、シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨（1k）毎に <u>1円（税込）</u> をお客様からいただきます。この投資助言報酬はスプレッドに内包されているため、費用として本口座から差引かれることがありません。また、自動売買、手動売買の区別なくいただきます。		
⑤～⑨ (省 略)	⑤～⑨ (現行どおり)		
3. ~ 7. (省 略)	3. ~ 7. (現行どおり)		
8. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決 (1) 当社の概要 ①～⑦ (省 略)	8. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決 (1) 当社の概要 ①～⑦ (現行どおり)		
⑧沿革： (新 設)	⑧沿革： <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成 26</td> <td>株式会社サイバーエージェント FX (現 : 年 03 月 ワイジェイ FX 株式会社) の取引所為替証 拠金取引事業を吸収分割により承継</td> </tr> </table>	平成 26	株式会社サイバーエージェント FX (現 : 年 03 月 ワイジェイ FX 株式会社) の取引所為替証 拠金取引事業を吸収分割により承継
平成 26	株式会社サイバーエージェント FX (現 : 年 03 月 ワイジェイ FX 株式会社) の取引所為替証 拠金取引事業を吸収分割により承継		
⑨～⑩ (省 略)	⑨～⑩ (現行どおり)		

現 行	変 更 後
<p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>①店頭外国為替証拠金取引</p> <p>当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」および「シストレ24」について、オンライン取引を提供させていただいております。なお、「シストレ24」については、投資助言業に該当します。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成25年12月1日</u></p>	<p>(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要</p> <p>①店頭外国為替証拠金取引</p> <p>当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「FX24」「シストレ24」および「トライオート」について、オンライン取引を提供させていただいております。なお、「シストレ24」については、投資助言業に該当します。</p> <p style="text-align: center;">(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>平成26年3月31日</u></p>